

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市民会館
所在地	志木市本町1-11-50
施設の設置目的	市民の文化的向上と福祉の増進を図るため設置する。
施設の所管課	市民活動推進課

2 指定管理者

指定管理者名	（公財）志木市文化スポーツ振興公社	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市本町1－11－50		終了日	令和8年8月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①施設及び附属設備の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④企画及び実施に関する業務 ⑤その他市民会館の設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市民会館	指定管理者名	(公財) 志木市文化スポーツ振興公社
-----	--------	--------	--------------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

市民会館仮設会議室への移転に伴い円滑に運営できたことを評価する。今後は当該施設の利用率向上に向けた取組に期待する。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市民体育館
所在地	志木市館2-2-5
施設の設置目的	市民体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため設置する。
施設の所管課	生涯学習課

2 指定管理者

指定管理者名	ミズノグループ	指定期間	開始日	平成31年4月1日
所在地	東京都千代田区神田小川町 3-22		終了日	令和6年3月31日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他体育館の設置目的を達成するために必要な業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市民体育館	指定管理者名	ミズノグループ
-----	---------	--------	---------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

老朽化に伴う施設の故障等が増えてきているなかでも、適切かつ計画的な修繕を実施し、快適なスポーツ環境を維持している。また、自主事業についても、「卓球」や「バドミントン」に加え、子ども達に人気のあるキャラクターを用いた事業等を継続的かつ積極的に展開し、利用者の増加及び施設の活性化につなげていることから、評価できる。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市武道館
所在地	志木市柏町3-6-19
施設の設置目的	武道を通じて市民の健全な心身の発達を図るため設置する。
施設の所管課	生涯学習課

2 指定管理者

指定管理者名	ミズノグループ	指定期間	開始日	平成 31 年 4 月 1 日
所在地	東京都千代田区神田小川町 3-22		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市武道館	指定管理者名	ミズノグループ
-----	--------	--------	---------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

老朽化が進んでいることに加え、施設に常駐する職員がいないことから、維持管理が難しい面もある中、利用者が施設を使用する際に不便がないよう、修繕等の維持管理を適切に行っており、評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市夜間照明施設
所在地	【志木市立宗岡第四小学校校庭夜間照明施設】 志木市上宗岡1丁目1番2号 【志木市立宗岡中学校校庭夜間照明施設】及び【志木市立宗岡中学校テニスコート夜間照明施設】 志木市上宗岡1丁目8番1号
施設の設置目的	市民スポーツの振興と普及を図り、健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため設置する。
施設の所管課	生涯学習課

2 指定管理者

指定管理者名	ミズノグループ	指定期間	開始日	平成31年4月1日
所在地	東京都千代田区神田小川町 3-22		終了日	令和6年3月31日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他夜間照明施設の設置目的を達成するために必要な業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	夜間照明施設	指定管理者名	ミズノグループ
-----	--------	--------	---------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

施設の利用が雨天や強風などに影響されるほか、施設に常駐する職員がいないことから管理が難しい面もある中、利用者が施設を使用する際に不便がないように維持管理を行っている点は評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市立ハケ岳自然の家
所在地	長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字ハケ岳 2255-1
施設の設置目的	自然環境の中で、心身ともに健全な少年の育成を図るとともに、市民の生涯学習に係る機会の提供に資するため設置する。
施設の所管課	生涯学習課

2 指定管理者

指定管理者名	（株）塚原緑地研究所	指定期間	開始日	平成 31 年 4 月 1 日
所在地	千葉県千葉市美浜区高洲 3-11-3 第2並木ビル 4F		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設及び附属設備の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③施設の宿泊及び飲食等のサービスの提供に関する業務 ④利用料金の収受、減免及び返還（取消含）に関する業務 ⑤その他自然の家の設置目的を達成するために必要な業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市立ハケ岳自然の家	指定管理者名	(株) 塚原緑地研究所
-----	-------------	--------	-------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	B
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

人員体制の変更や予約サイトの不具合により、管理運営事務に影響があったものの、フレキシブルな人員マネジメントにより対応するなど工夫が見られた。また、自主事業については、「思い出画コンクール」や「もも狩りと自然散策バスツアー」等、ユニークな事業及び施設内のみならず他施設を利用したインパクトのある事業を実施し、利用者の増加及び施設の活性化につなげていることは評価できる。今後、人員体制の変更や予約サイトの不具合等が生じた場合に備え、対応マニュアル等を作成し、管理運営業務への影響を最小限にするよう努めること。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木駅前自転車駐車場
所在地	志木市本町5-26-2
施設の設置目的	自転車を利用する者の利便を図るとともに、駅周辺の環境整備に資するため設置する。
施設の所管課	都市計画課

2 指定管理者

指定管理者名	野里電気工業（株）	指定期間	開始日	平成 31 年 4 月 1 日
所在地	大阪市西淀川区柏里 2－4－1		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木駅前自転車駐車場	指定管理者名	野里電気工業(株)
-----	------------	--------	-----------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

協定書、仕様書等に基づき適正に管理運営が行われ、また、車両の安全確認等による利用者へのサービス向上を図るとともに、利用者数及び利用率の向上、経費の縮減にも努めていることは評価できる。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木駅東口地下駐車場
所在地	志木市本町5-26-2
施設の設置目的	道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市機能の増進に寄与するため設置する。
施設の所管課	都市計画課

2 指定管理者

指定管理者名	野里電気工業（株）	指定期間	開始日	平成 31 年 4 月 1 日
所在地	大阪市西淀川区柏里 2－4－1		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木駅東口地下駐車場	指定管理者名	野里電気工業(株)
-----	------------	--------	-----------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

協定書、仕様書等に基づき適正に管理運営が行われ、また、車両の安全確認等による利用者へのサービス向上を図るとともに、経費の縮減にも努めていることは評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	柳瀬川駅前自転車駐車場
所在地	志木市館2-5-1
施設の設置目的	自転車を利用する者の利便を図るとともに、駅周辺の環境整備に資するため設置する。
施設の所管課	都市計画課

2 指定管理者

指定管理者名	野里電気工業（株）	指定期間	開始日	平成 31 年 4 月 1 日
所在地	大阪市西淀川区柏里 2－4－1		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	柳瀬川駅前自転車駐車場	指定管理者名	野里電気工業(株)
-----	-------------	--------	-----------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

協定書、仕様書等に基づき適正に管理運営が行われ、また、車両の安全確認等による利用者へのサービス向上を図るとともに、経費の縮減にも努めていることは評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設の概要

公の施設の名称	志木市総合福祉センター
所在地	志木市上宗岡1-5-1
施設の設置目的	住み良い地域社会の形成と福祉の増進を図るため設置する。
施設の所管課	共生社会推進課

2 指定管理者の概要

指定管理者名	（福）志木市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市上宗岡1－5－1		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市総合福祉センター	指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会
-----	-------------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

施設及び付属設備の維持管理や利用料金の徴収業務において、良好な運営がなされている。市民が安心して施設を利用できるようサービス向上に努めていることは大変評価できる。引き続き、安全な施設の管理運営に期待したい。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市福祉センター
所在地	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター2階）
施設の設置目的	老人に対するレクリエーション事業等の施策の実施により社会的活動の参加を促進するとともに、介護の予防に必要な措置を講ずることにより、老人の福祉を増進するため設置する。
施設の所管課	長寿応援課

2 指定管理者

指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市上宗岡1－5－1		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤施設の移転に係る臨時的業務 ⑥その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市福祉センター	指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会
-----	-----------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
------	--------	------------

管理運営業務の履行状況

利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A

利用者サービス向上のための取組状況

施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A

収支管理状況

当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

管理運営方針に従い、安全に配慮した施設の維持管理及び事業の実施がなされていたほか、志木市老人クラブ連合会の事務局を担い、高齢者の社会的活動への参加促進にも努めた。また、利用対象者が高齢者であることから、感染症対策の徹底や事業において事前登録制を導入するなど工夫を凝らしながら、感染症対策だけでなく利用者のセンター利用促進にも努めたことから評価できる。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市第二福祉センター
所在地	志木市柏町3-5-1
施設の設置目的	老人に対するレクリエーション事業等の施策の実施により社会的活動の参加を促進するとともに、介護の予防に必要な措置を講ずることにより、老人の福祉を増進するため設置する。
施設の所管課	長寿応援課

2 指定管理者

指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市上宗岡1－5－1		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②公衆浴場に関する業務 ③施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ④利用料金の収受に関する業務 ⑤施設の設置目的のために必要な業務 ⑥その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市第二福祉センター	指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会
-----	-------------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	B
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

管理運営方針に従い、安全面に配慮した施設の維持管理がなされていた。入浴設備については、令和6年2月にレジオネラ属菌が検出されたことから、浴室の清掃・消毒マニュアルを新たに作成した。作成した清掃・消毒マニュアルに従って清掃を実施するよう徹底された。また、利用対象者が高齢者であることから、感染症対策についても継続的に対応しているほか、各事業においても事前予約制を導入するなど工夫を凝らしながら継続し、感染症対策だけでなくセンターの利用促進にも努めたことから評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市児童センター
所在地	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター3階）
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉法第35条第3項の規定に基づく児童福祉施設として設置する。
施設の所管課	子ども支援課

2 指定管理者

指定管理者名	（福）志木市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市上宗岡1－5－1		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①児童の集団的又は個別的な遊びの指導に関する業務 ②児童に関係ある組織及び機関等との連絡調整に関する業務 ③児童の遊びを通して、体力増進のために必要な事業に関する業務 ④施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ⑤施設内部の大規模改修工事に係る臨時的業務 ⑥その他児童センターの設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市児童センター	指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会
-----	-----------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

宗岡子育て支援センターや地域住民などと連携を図り、児童の健全育成の場と機会の提供を行っており、良好に事業を実施できている。 また、コロナ禍の影響により減少した利用者の回復に向けて、学校の夏季休業に合わせて号外通信を発行し、市内小中学校全児童・生徒向けに配布するとともに、コミュニティー掲示板を活用したPR活動を行うなど、積極的な広報活動を実施し、利用者の回復につなげたことは評価できる。 さらに、利用者アンケートを実施したほか、利用者から玩具や遊びなどのリクエストを募集し、利用者の興味関心が高いものを把握するなど、今後の事業実施への取組意欲も伺える。 今後も利用者のニーズを的確に把握した施設運営及び事業の実施に期待する。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市宗岡子育て支援センター
所在地	志木市上宗岡1-5-1（総合福祉センター3階）
施設の設置目的	子育て家庭の保護者、児童等に対する支援を行うため設置する。
施設の所管課	子ども支援課

2 指定管理者

指定管理者名	（福）志木市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市上宗岡1－5－1		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に関する業務 ②子育て等に関する相談・援助の実施に関する業務 ③地域の子育て関連情報の提供に関する業務 ④子育てに関するサークル等の育成及び支援に関する業務 ⑤施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ⑥施設内部の大規模改修工事に係る臨時的業務 ⑦その他宗岡子育て支援センターの設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市宗岡子育て支援センター	指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会
-----	----------------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

孤立した育児にならないよう、オンライン講座を実施し、地域の育児情報の提供や交換の場を設けたほか、子育て環境が類似する親子を対象に交流の機会を設け、子育ての悩みを共有することで育児の負担軽減を図る取組を実施するなど、工夫を凝らしながら良好な事業が実施できている。 また、コロナ禍の影響により減少した利用者の回復に向けて、毎月発行している通信の配布先の拡充やSNSを活用した情報発信を行うなど、積極的な広報活動を実施し、利用者の回復につなげたことは評価できる。 さらに、利用者アンケートを実施し、利用者の視点や意見を把握するなど、今後の事業実施への取組意欲も伺える。 今後も利用者のニーズを的確に把握した施設運営及び事業の実施に期待する。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	宗岡第二公民館
所在地	志木市上宗岡1－5－1
施設の設置目的	社会教育法第20条により公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置する。
施設の所管課	いろは遊学館

2 指定管理者

指定管理者名	(福) 志木市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市上宗岡1－5－1		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①公民館の施設の利用に関する業務 ②公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④公民館事業の企画及び実施に関する業務 ⑤図書室に関する業務 ⑥その他公民館の設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	宗岡第二公民館	指定管理者名	(福) 志本市社会福祉協議会
-----	---------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

新型コロナウイルス感染症の流行で極端に減ってしまった料理の学び場を増やすため「麺'sクラブ」を土日に開催し、団体を立ち上げ、総合福祉センターまつりでは模擬店を出店するなど、地域に根ざした公民館として28事業を実施した。7月に発生した、スプリンクラー稼働による浸水事案についても、素早く適切な対応ができたことは高く評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	宗岡公民館
所在地	志木市中宗岡4-16-11
施設の設置目的	社会教育法第20条により公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置する。
施設の所管課	いろは遊学館

2 指定管理者

指定管理者名	(公財) 志木市文化スポーツ振興公社	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市本町1-11-50		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①公民館の施設の利用に関する業務 ②公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④公民館事業の企画及び実施に関する業務 ⑤図書室に関する業務 ⑥その他公民館の設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	宗岡公民館	指定管理者名	(公財) 志木市分スポーツ振興公社
-----	-------	--------	-------------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

地域に根ざした生涯学習の拠点として、地域住民の教養の向上、健康の増進、文化振興等に寄与することを目的に、幅広いニーズに対応した19事業を展開し、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により中止していた、初心者のためのパソコン個別指導を再開するとともに、宗岡公民館を利用するサークルの大きな事業である宗岡公民館まつりやフリーマーケットを開催したことは評価できる。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市立秋ヶ瀬運動場施設
所在地	志木市大字宗岡字野垂5, 600番地、丸野地先 志木市上宗岡4-25-46（秋ヶ瀬スポーツセンター）
施設の設置目的	スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため設置する。
施設の所管課	生涯学習課

2 指定管理者

指定管理者名	（公財）志木市文化スポーツ振興公社	指定期間	開始日	令和5年4月1日
所在地	志木市本町1－11－50		終了日	令和10年3月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①運動施設及び附属設備等の利用に関する業務 ②運動施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④スポーツ・レクリエーション事業の企画及び実施に関する業務 ⑤その他運動施設の設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市立秋ヶ瀬運動場施設	指定管理者名	(公財) 志木市文化スポーツ振興公社
-----	--------------	--------	--------------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

定期的な施設巡回等を行い、不法投棄や施設利用者以外の不正利用にも対応し、良好な施設環境を維持している。また、台風や大雨等の自然災害時には、利用者の安全面等を考慮した施設運営が行われている。さらに、利用者が使いやすい施設になるように、定期的なグラウンド整備等、施設の適切な維持管理及び修繕が実施されており、良好なスポーツ施設の提供が行われていることから、評価できる。	総合評価	A
--	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	いろは親水公園
所在地	志木市中宗岡5-2
施設の設置目的	市の中央を流れる新河岸川沿いの空間を、親水性の高い市民の憩いの場として整備するとともに、自然的・歴史的特性を活かした緑のネットワークづくりの拠点とするため設置する。
施設の所管課	都市計画課

2 指定管理者

指定管理者名	SHIKISAI パートナース	指定期間	開始日	令和 4 年 8 月 1 日
所在地	東京都港区元赤坂 1－5－8 虎屋第2ビル		終了日	令和 23 年 8 月 31 日
選定方法	公募			
指定管理業務	①施設の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④施設の設置目的のために必要な業務 ⑤その他業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	いろは親水公園	指定管理者名	SHIKISAIパートナーズ
-----	---------	--------	----------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

管理運営に関する計画に基づき適切に事業を実施していた。 また、施設に起因する事故が発生した際にも、適切に対応しており評価できる。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」

令和5年度 指定管理者評価シート（公表）

1 公の施設

公の施設の名称	志木市コミュニティスペースつつじ
所在地	志木市本町5丁目 26 番 1 号
施設の設置目的	市民の自主的な文化活動等の推進と市民福祉の増進を図るため設置する。
施設の所管課	市民サービスステーション

2 指定管理者

指定管理者名	（公財）志木市文化スポーツ振興公社	指定期間	開始日	令和5年5月1日
所在地	志木市本町1-11-50		終了日	令和8年8月31日
選定方法	随意指定			
指定管理業務	①施設及び附属設備の利用に関する業務 ②施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④企画及び実施に関する業務 ⑤施設の設置目的を達成するために必要と認める業務			

3 担当課評価及び市による総評及び指示・助言

次頁のとおり

(別表2)

指定管理者評価シート

施設名	志木市コミュニティスペースつつじ	指定管理者名	(公財) 志木市文化スポーツ振興公社
-----	------------------	--------	--------------------

評価区分	A	良好
	B	改善が必要である

評価項目	評価ポイント	担当課 評 価
管理運営業務の履行状況		
利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか	利用受付・利用許可・利用料金等の徴収は適切に行われていたか。	A
清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか	仕様書に基づき実施されていたか。	A
適正な人員配置、人材育成が行われたか	施設運営に必要な人員配置を行い、また、事業計画書に基づき研修を実施したか。	A
地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか	関係団体等との協働事業を実施したか。	A
事故や苦情に対する対応は適切だったか	事故や苦情があった際のその対応は迅速かつ的確であったか、併せて改善策が講じられたか。	A
平等利用に関する基本姿勢は適切だったか	条例の趣旨に則り、特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用機会を提供していたか。	A
利用者の個人情報の保護対策は適切だったか	個人情報の保護に関する法律及び市情報セキュリティポリシーに準じ、適切に管理されていたか。	A
防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか	災害時をはじめ有事を想定した危機管理対応マニュアル等を定め、訓練等を実施していたか。	A
利用者サービス向上のための取組状況		
施設目的の達成のための効果的な情報提供等が行われたか	施設の利用促進を図るため、ポスターの掲出、ホームページの更新など、効果的な情報提供に取り組んでいたか。	A
利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか	多様な利用者層の要望に応えるため、民間事業者ならではのアイデアとノウハウが生かされた自主事業が展開されていたか。	A
満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか	利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、運営の改善に努めていたか。	A
収支管理状況		
当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、当初計画と大幅な乖離の無い適切な収支であったか。	A
定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか	事業報告書及び収支報告書が提出され、経理事務が適正に行われていたか。	A

【総評及び指示・助言】

協定書、仕様書等に基づき、以前のふれあいプラザのノウハウを活かしながら、適切な運営をしていた。 また、令和5年5月より開所し、年度途中から多目的室が開室するイレギュラーな状況でも、問題なく運営をしたことは評価できる。	総合評価	A
---	------	---

※総合評価の判断基準…担当課評価において、「A」が8割以上は「A」、8割未満は「B」